

令和 5 年 6 月 2 9 日 みなし不採択

墓地、納骨堂の設置場所の基準見直しを求める請願について

(趣 旨)

今回提出された条例案は、墓地、納骨堂の設置場所については、昨年廃案になった案と内容において変わりなく、単に表現を変更したのみであります。

市民の宗教的感情の適合性の確保及び周辺住民の生活環境の保持のため、さらには市民の「原告適格」能力保有のため、下記のように修正していただきたく請願申し上げます。

記

(請願事項)

- 1 墓地の設置場所は、人家、公園、学校、保育所、病院、鉄道、国道、県道その他重要な道路及び河川との距離が 2 0 0 メートル以上離れていること。
ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われると認められるときは、その限りではない。
ただし書きの市民の宗教的感情の適合性を確認するため、隣接地所有者の承諾書及び半径 5 0 メートル以内の近隣住民の同意書を徴求すること。
- 2 宗教法人が経営する納骨堂は、宗教法人法に基づき登記された主たる事務所が所在する境内地又は墓地の区域とすること。